

見積依頼番号 OC-42

令和6年1月18日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦



### 航空自衛隊新田原基地第5航空団におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって郵送等により申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	品名(件名)	納入(履行)場所	納期(履行)期限	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)	参加条件	備考
1	物品	P10007-1 外	自動車ガソリン2,000ℓ 外1件	航空自衛隊 高畑山分屯基地	R6.3.29	R6.1.18	R6.1.29 FAX可	R6.1.30 14:00		無し	同等品申請提出期限:1/25(木) 担当:松延
2	物品	B10004-1 外	トイレトーパー15箱 外18 品目	航空自衛隊 高畑山分屯基地	R6.3.29	R6.1.18	R6.1.29 FAX可	R6.1.30 14:00	全省庁統一資格のA 又はBの等級の者を除く。	無し	同等品申請提出期限:1/25(木) 担当:松延
3	役務	業-1	公務員宿舍貯水槽等清掃作 業	航空自衛隊 新田原基地	R6.3.29	R6.1.18	R6.2.5 FAX可	R6.2.6 14:00	全省庁統一資格のA 又はBの等級の者を除く。	無し	担当:小谷
—以下余白—											

詳細については、オープンカウンター方式実施要領等によるほか、下記にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表してる場合を除く。)

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊第5航空団 基地業務群会計隊契約班

TEL:0983-35-1121 内線5734、5738 FAX:0983-35-1805(直通)

# 見積書

令和 6 年 1 月 29 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

¥

(消費税別)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

納 期 : R6.3.29

納 地 : 航空自衛隊高畑山分屯基地

## 内 訳

No	品名(件名)	規 格	単 位	数量	単価	金 額	備 考
1	自動車ガソリン	仕様書のとおり(2号(バルク))	ℓ	2,000			
2	軽油	仕様書のとおり(2号(バルク)(課税))	ℓ	4,000			
3		—以下余白—					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合 計						

P 10007 -001  
車両用油購入費

P 10008 -001  
車両用油購入費

\*同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

防衛省仕様書改正票

D S P  
K 2204E(2)

自動車ガソリン  
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日  
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、DSP K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、DSP K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン  
J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法  
J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひよう法  
J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法  
J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表  
N D S Z 0001 包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 5.2 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書  
自動車ガソリン  
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P  
K 2204E  
制定 昭和 47. 4. 13  
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

#### 4 出荷条件

##### 4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

##### 4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

##### 4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、パルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

#### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

##### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15°C)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

##### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

# 防衛省仕様書改正票

## 軽油

(DIESEL FUEL)

D S P

K 2209E(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209Eと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を  
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法  
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法  
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法  
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

### 1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

### 5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を  
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

### 5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

## 防衛省仕様書

D S P  
K 2 2 0 9 E

## 軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特1号による。

b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の1号による。

c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。

d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。ただし, 引火点は61°Cを超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は-5°C以下, 目詰まり点は-2°C以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は360°C以下とする。

e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の3号による。

f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2 2 0 4 によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0 0 0 1 による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15°Cにおける容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2 2 4 9 によって, 密度(15°C)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。

b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

# 見 積 書

令和 6 年 1 月 29 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

¥

(消費税別)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

納 期：R6.3.29

納 地：航空自衛隊高畑山分屯基地

## 内 訳

No	品名(件名)	規 格	単 位	数量	単価	金 額	備 考
B 10004 -001 営舎維持費	1	トイレットペーパー15箱 外 18品目					
B 10004 -002 営舎維持費	2	— 以下余白 —					
B 10004 -003 営舎維持費	3						
B 10005 -001 営舎維持費	4						
B 10005 -002 営舎維持費	5						
B 10005 -003 営舎維持費	6						
B 10005 -004 営舎維持費	7						
B 10005 -008 営舎維持費	8						
B 10010 -001 雑備品費	9						
B 10012 -001 通信維持費	10						
	合 計						

\*同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

# 内 訳 書

No.1

番号	品 名	規 格	単位	数量	単価	金額	備考
B 10004 -001 営舎維持費	1 トイレットペーパー	キスパ P921 NS-55SX8	箱	15			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10004 -002 営舎維持費	2 ゴミ袋	キスパ P987 PBE-N90-200	箱	3			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10004 -003 営舎維持費	3 メラミンスポンジ	キスパ P832 S-698	個	3			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10005 -001 営舎維持費	4 ラップ	ジョイントテックス P682 旭化成ホームプロダクツ サランラップロングタイプ レギュラー幅30cm	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10005 -002 営舎維持費	5 ティッシュペーパー	ジョイントテックス P647 スマートバリュー N042J-12P	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10005 -003 営舎維持費	6 紙カップ	ジョイントテックス P665 サンナップ エンボスカップ ホワイト 260mL 1箱1000個	個	1			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10005 -004 営舎維持費	7 ペーパータオル	ジョイントテックス P650 日本製紙クレシア EFハンドタオルソフトタイプ200 M 1箱30個	個	3			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10005 -008 営舎維持費	8 メラミンスポンジ	ジョイントテックス P680 レック 激落ちキング 1箱32個	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10010 -001 雑備品費	9 ノートパソコン収納キャビネット	サンワサプライ P117 CAI-CAB104W	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10012 -001 通信維持費	10 LANケーブル	サンワサプライ P490 KB-C6L-CB100BLN	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10012 -003 通信維持費	11 RJ-45コネクタ	サンワサプライ P498 ADT-6RJ-100	個	1			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10012 -004 通信維持費	12 モニターアーム	サンワサプライ P186 CR-LA1901	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10012 -008 通信維持費	13 RJ45コネクタ	エレコム P47 LD-RJ45T100	個	1			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10012 -009 通信維持費	14 電源タップ	サンワサプライ P624 TAP-2210-5W	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
B 10012 -017 通信維持費	15 スリムモジュラケーブル	キスパ P87 エレコム MJ-10WH	個	2			又は同等以上(他社製品含む。)
	小 計						

# 内 訳 書

No.2

B 10013 -001  
雑消耗品費

B 10013 -002  
雑消耗品費

B 10014 -001  
雑消耗品費

M 60001 -001  
営舎維持費

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
16	USBハブ	ジョインテックス P157 U2H-TZ427BXBK	個	15			又は同等以上(他社製品含む。)
17	インクカートリッジ	キSPA P135 BCI-381+380/5MP	個	5			
18	マイクロSDカード	Sandisk SDSQXAV-256G-JN3MD	個	10			又は同等以上(他社製品含む。)
19	ウェットティッシュ	ジョインテックス P653 日本製紙クレシア スコッティウェットティッシュ除菌<アルコール>本体	個	10			又は同等以上(他社製品含む。)
		—以下余白—					
	小 計						
	計						

# 見 積 書

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

¥

(消費税別)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

履行期限：R6.3.29

内 訳

履行場所：切通宿舎及び一丁田北宿舎

No	品名(件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	公務員宿舎貯水槽等清掃 作業	仕様書のとおり	式	1			
2	—以下余白—						
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合 計						

業-1  
雑役務費

\* 同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名又は件名	公務員宿舎貯水槽等清掃作業	5空団LPS-X00091-1
		承認 令和 4年12月 9日
		作成 令和 4年12月 8日
		改正 令和 5年12月13日
		改正 令和 年 月 日
		作成部隊等名 第5航空団業務隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊新田原基地における公務員宿舎貯水槽等清掃作業（以下“役務”という。）について規定する。

### 1.2 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

建築保全業務共通仕様書

#### b) 法令等

水道法（昭和32年法律第177号）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

（昭和45年法律第20号）（以下“建築物衛生法”という。）

## 2 役務に関する要求

調達要領指定書のとおり。

## 3 履行場所

調達要領指定書のとおり。

## 4 履行期限

調達要領指定書のとおり。

## 5 品質保証

### 5.1 監督・検査

監督・検査は、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施する。

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

分類番号：E-10-124

作成年度：2023年度

保存期間：5年

枚数：2枚

保存期間満了時期：2029. 3. 31

開示判断：開示

- a) 建築物衛生法第12条の2の規定に基づく登録証明書の写しを1部、契約締結後、検査官へ速やかに提出するものとする。
- b) 本業務に従事する者について、水道法第21条の規定に基づく健康診断の結果の写しを1部、契約締結後、検査官へ速やかに提出するものとする。
- c) 工程表を1部、契約締結後、検査官へ速やかに提出するものとする。
- d) 現場代理人等通知書を1部、契約締結後、検査官へ速やかに提出するものとする。
- e) 完了通知書を1部、役務完了後、検査官へ速やかに提出するものとする。
- f) 作業前、作業中及び作業完了後の状況写真を製本の上1部、役務完了後、検査官へ速やかに提出する。
- g) 検査結果書を1部、役務完了後、検査官へ速やかに提出するものとする。

## 6.2 秘密保全・安全管理

### 6.2.1 秘密保全

この仕様書は、履行目的以外で使用してはならない。

### 6.2.2 安全管理

- a) 現場代理人は、作業現場の整理整頓に心掛け、風紀、衛生及び安全管理並びに火災及び盗難の事故防止に万全を期するものとする。
- b) 公務員宿舎敷地内の既存施設及び工作物、備品の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、官側に通知したのち、契約の相手方の負担において、原形に復旧するものとする。

### 6.3 その他

この仕様書の内容又は契約の履行に際し疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

“関係者以外複写禁止”

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	業-1
	調達要求年月日	令和6年1月16日
	作成部課	基地業務群業務隊
	作成年月日	令和6年1月16日
件名	公務員宿舎貯水槽等清掃作業	
仕様書番号	5空団LPS-X00091-1	
指定事項:		
2	役務に関する要求	付紙のとおり
3	履行場所	別図第1、第2のとおり
4	履行期限	令和6年3月29日

## 2.1 役務に関する要求

下記に示す貯水槽等施設及び高架水槽に対し、建築保全業務共通仕様書4.5.1及び4.5.2の規定に基づき、清掃作業を実施するものとする。

## 2.2 種目、容量及び基数

種目、容量及び基数は、表による。

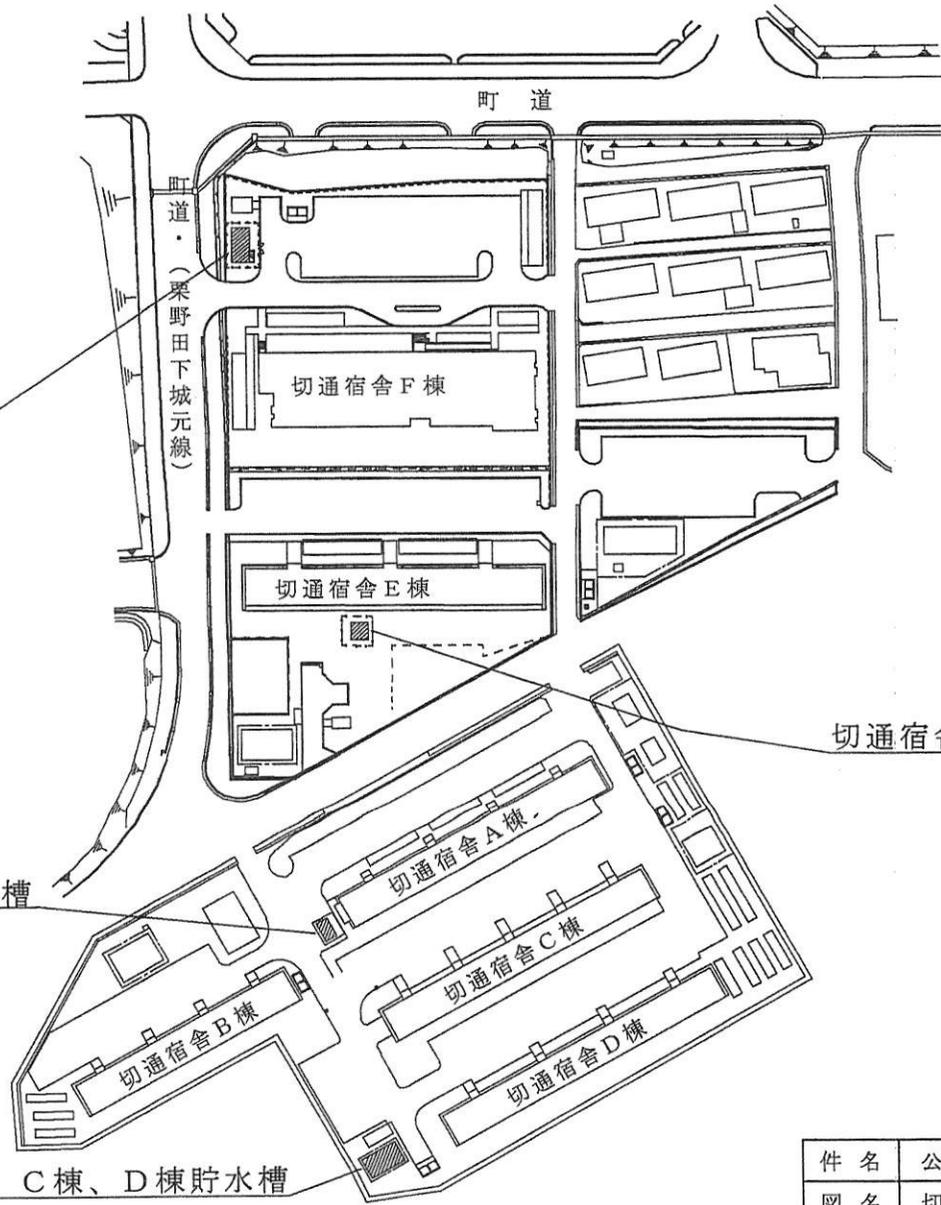
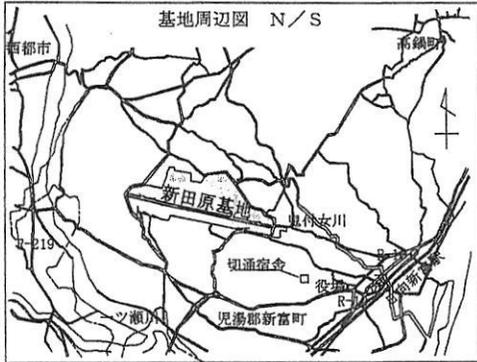
表一 種目、容量及び基数

種目	容量	基数	備考
切通宿舎A棟貯水槽	22.5 m <sup>3</sup>	1基	
切通宿舎B棟、C棟、D棟貯水槽	33 m <sup>3</sup>	2基	
切通宿舎E棟貯水槽	5.25 m <sup>3</sup>	2基	
切通宿舎F棟貯水槽	21 m <sup>3</sup>	2基	
一丁田北宿舎貯水槽	22.5 m <sup>3</sup>	1基	
一丁田北宿舎高架水槽	3.375 m <sup>3</sup>	1基	

## 2.3 実施要領

- a) 本役務は、建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた契約の相手方により行うものとする。
- b) 清掃作業員は、腸内細菌検査を受検し、健康状態の良好な者が行うものとする。
- c) 本役務は、原則として平日に実施するものとし、監督官と日程調整するものとする。
- d) 洗浄に用いた水は、貯水槽及び高架水槽の外部に完全に排出し、貯水槽及び高架水槽周辺の清掃を行うものとする。
- e) 清掃終了後、水道引込管等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽等内に流入しないようにするものとする。
- f) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽等内の消毒を行うものとする。

「関係者以外複写禁止」



切通宿舎F棟貯水槽

切通宿舎E棟貯水槽

切通宿舎A棟貯水槽

切通宿舎B棟、C棟、D棟貯水槽

「関係者以外不許複製」

件名	公務員宿舎貯水槽等清掃作業	図面 番号 1 / 2
図名	切通宿舎配置図	
縮尺	S = N / S	
航空自衛隊新田原基地		

